

監査公表第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、定期監査の結果を下記のとおり公表する。

平成 29 年（2017 年）4 月 26 日

湖南省監査委員 渡 邊 悦 夫
同 望 月 卓

定 期 監 査 結 果

1. 監査の概要

1) 監査の期間

・平成 29 年 2 月 23 日・24 日

2) 監査対象

・秘書広報課、人事課、危機管理・防災課、地域創生推進課、人権擁護課、生活環境課、地域エネルギー課、市民課、会計課、農業委員会事務局

2. 監査の方法及び着眼点

各所属とも、平成 28 年度（平成 28 年 12 月末現在）における財務事務及び事務事業等について、対象課から監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め関係職員の説明を聴取し、適法性・経済性・効率性・効果を主眼として実施した。

3. 監査の結果

各所属とも事務事業等の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められるが、下記事項については早急に対処すべき事項及び改善すべき事項が見られたので改められたい。

市民環境部

1. 人権擁護課

- ・公有財産使用料について、条例等で定めている徴収事務ができていない施設がある。一方、徴収した料金を一部施設において適正な事務処理ができていないので、至急に改められたい。
- ・職員旅費の支出で、出張命令書の一部に不明瞭な点が2件あったので規程どおりに執行されたい。またこの2件について規程どおりの出張命令書に訂正して正規の旅費支給に改められたい。

2. 生活環境課

- ・甲賀警察署交番及び駐在所敷地の賃貸借契約に基づき賃貸料の請求手続きができていないので、早急に請求手続きを進められたい。

3. 地域エネルギー課

- ・太陽光発電設備設置にかかる賃料徴収の事務が、条例に基づく執行がされていないので、早急に改められたい。

4. 市民課

- ・郵便切手の管理については、事務処理規定に基づく処理ではなく規定外による事務処理をされているので、規定に基づき適切に処理をするよう改められたい。また葉書については台帳、受払簿等の適切な管理がされていないため、早急に改められたい。